

令和7年度
第448回 千葉地方最低賃金審議会
議事録

令和8年3月6日
16:00～16:45
千葉商工会議所 研修室

令和7年度
第448回千葉地方最低賃金審議会 議事録

- 1 日時 令和8年3月6日（金） 16：00～16：45
- 2 場所 千葉商工会議所 研修室
- 3 出席者（委員）
 - 公益委員
伊澤委員、大越委員、大竹委員、村上委員
 - 労働者委員
大谷委員、岡田委員、田中委員、中島委員
 - 使用者委員
神田委員、斉藤委員、坂元委員、古山委員
- 4 議題
 - (1) 令和7年度特定最低賃金専門部会の廃止について
 - (2) 令和7年度千葉県最低賃金及び特定最低賃金改正決定にかかる周知・広報活動の状況について
 - (3) 特定最低賃金決定又は改正の申出に関する意向表明について
 - (4) 令和8年度千葉地方最低賃金審議会の運営について
 - (5) その他
- 5 資料
 - No.1 千葉県最低賃金（答申）記者発表資料（令和7年8月7日）
 - No.2 千葉県最低賃金（官報公示）記者発表資料（令和7年9月3日）
 - No.3 千葉県最低賃金（効力発生）記者発表資料（令和7年10月1日）
 - No.4 特定最低賃金（官報公示）記者発表資料（令和7年11月21日）
 - No.5 『特定最低賃金改正（新設）の意向表明』申入書
 - No.6 令和8年度地域別最低賃金審議日程（案）
 - No.7 令和8年度特定最低賃金審議日程（案）
 - No.8 令和8年度答申要旨の公示日別最短効力発生予定一覧表（別冊）
 - ・令和7年度最低賃金の審議結果など
 - ・第72回中央最低賃金審議会（令和8年2月27日開催）
 - ・第1回目安制度の在り方に関する全員協議会（令和8年2月27日開催）

6 議事内容

(会長)

ただ今から、第 448 回千葉地方最低賃金審議会を開催します。

本審議会は、運営規程第 6 条に基づき公開で開催することになりますのでその旨を公示したところ、傍聴される方はおりませんことをご報告します。

なお、本日の議事につきましては、議事録を作成し公開することといたしますのでよろしくお願ひします。

それでは、本審議会の成立について事務局から報告をお願いします。

(賃金室長補佐)

本日は、公益委員 1 名、労働者委員 1 名、使用者委員 1 名が所用により欠席されるとの連絡を受けております。

したがいまして、公益委員 4 名、労働者委員 4 名、使用者委員 4 名、計 12 名の出席をいただいておりますので、最低賃金審議会令第 5 条第 2 項に規定する定足数を満たしており、本日の本審議会は有効に成立しております。

(会長)

それでは、本日の議事に入らせていただきます。

まず、議題(1)の「令和 7 年度特定最低賃金専門部会の廃止について」です。

今年度は、「電気機械器具製造業関係」と「鉄鋼業」の 2 業種について、金額審議を行うため、特定最低賃金専門部会が開催されました。

電気機械器具製造業関係は、2 回目の専門部会である 10 月 15 日に答申に至りました。

鉄鋼業については、2 回目の専門部会である 10 月 17 日では結論に至らず、10 月 22 日の本審議会において答申となりました。

その後、異議申出期間中に申出はなく、両業種とも改正が決定され、各専門部会の任務はすべて終了しているところです。

最低賃金審議会令第 6 条第 7 項では、「最低賃金専門部会は、任務を終了したときは、審議会の議決によりこれを廃止するもの」とされております。

つきましては、本日の審議会をもって、本年度に開催された 2 業種の特定最賃専門部会を廃止することとしてよろしいか、お諮りいたします。

《結構です。異議なし。旨の声》

(会長)

ありがとうございます。

ご了承いただきましたので、本日の第 448 回審議会をもちまして、千葉地方最低賃金審議会の 2 業種の特定最低賃金専門部会を廃止いたします。

専門部会委員の皆様には、ご多忙の中、ご協力いただきまして誠にありがとうございました。

続きまして、議題（２）の「令和 7 年度千葉県最低賃金及び特定最低賃金改正決定に係る周知・広報活動の状況」について、事務局より説明をお願いします。

（賃金室長補佐）

本年度の千葉県最低賃金は令和 7 年 10 月 3 日、特定最低賃金は令和 7 年 12 月 25 日にそれぞれ発効の運びとなりました。

資料は、No. 1 から 4 をご覧ください。

8 月 7 日の答申日のほか、9 月 3 日、10 月 1 日、11 月 21 日にそれぞれ記者発表を行い、最低賃金額の周知に併せ、業務改善助成金やキャリアアップ助成金ほか賃上げ支援助成金パッケージ等について、労使団体をはじめ地方公共団体、関係機関などに対して周知を行いました。

このうち、地方公共団体に対しては、役務契約について、人件費等に改定額を反映した最新の実勢価格等を踏まえた積算に基づき、適切に予定価格を設定していただくとともに、すでに契約している役務契約については、年度途中で改定額が発効することにより、当該契約先の事業者が最低賃金額以上の賃金を支払うという最低賃金法上の義務を履行できるよう、発注者としての特段の配慮を要請しております。

さらに、連合千葉、経営者協会をはじめ関係団体に労働局幹部が直接訪問し、周知・広報を依頼しました。

加えて、管内各学校、災害防止団体、スーパーマーケット、ドラッグストア本部など、およそ 1300 団体に対し、最低賃金額改定、各種助成金や補助金等の支援施策のリーフレットを送付し、周知を行いました。

さらに、新たな取組として、13 ページの資料 3 の中段に記載のありますとおり、10 月 1 日から、千葉日報社の広告プランによる銚子電鉄で最低賃金号と称する車両の運行、房総地区では日東交通バスの車体広告、千葉駅前のレクサスビジョン放映を同時に行い、一層の周知に努めました。

特に、銚子電鉄の「最低賃金号」の運行は、別冊資料「令和 7 年度最低賃金審議会の結果など」の 5 ページ中段に記載がありますが、SNS をはじめ反響が大きく、高い広報効果を得られたと考えております。

来年度も引き続き、効果的な周知方法を検討してまいります。

改めて、広報にご協力いただいた労働者団体、経営者団体の皆様に感謝申し上げます。

げます。

また、答申時に付帯事項が決議されましたので、本省へ報告させていただきました。

最後に、最低賃金の履行確保を主眼とする監督指導については、今年度も問題が強く所在すると思われる業種等を対象に、1月から3月にかけて、基本的な労働条件の遵守状況の確認と併せて、実施しているところでございます。

事務局からの報告は以上です。

(会長)

ただ今の事務局からの説明について、何かご質問はございますか。

《ありません。旨の声》

(会長)

続きまして、議題(3)の「特定最低賃金決定又は改正の申出に関する意向表明について」、事務局より説明をお願いします。

(賃金指導官)

資料No.5をご覧ください。

千葉県において設定されている調味料製造業を始めとする、特定最低賃金7業種すべてについて、改正を申し出る旨の意向表明申入書が労働団体から提出されております。

また、裏面になりますが、総合スーパーマーケットの新設を申し出る旨の意向表明申入書が提出されております。

事務局からは以上です。

(会長)

特定最低賃金に係る意向表明は、現段階で改正申出が7業種、新設の申出が1業種との報告でした。

これは昨年度の意向表明と同じですよ。

(賃金指導官)

同じです。

(会長)

皆様、よろしいでしょうか。

何か質問などはございますか。

《(質問) ありません。旨の声》

(会長)

続きまして、議題(4)の「令和8年度千葉地方最低賃金審議会の運営」について、事務局より説明をお願いします。

(賃金室長)

続きまして、資料No.6の「令和8年度 千葉地方最低賃金審議会 審議日程」についてご説明いたします。

ご承知のとおり、県最賃の金額審議は、中央最低賃金審議会の目安が示されてから、その目安額を参考にして審議を行う流れとなっておりますが、中央の目安小委員会の日程が確定するのは、例年6月から7月頃となっております。

その確定を待ちますと、皆さまに予定を確保していただくことが難しくなりますので、日程案を二つ用意いたしました。

資料No.6をご覧ください。

左側にA案、右側にB案をご提示しております。

まず、左側のA案は、中央最低賃金審議会の目安が例年どおりの時期に示された場合のスケジュールです。

右側のB案は、今年度、中央最低賃金審議会の目安小委員会は7回にわたる延長審議が行われたことにより、目安額が例年より遅れて示されました。

このため、令和7年度同様に目安額が示された場合を想定したものがB案となります。

続いて、具体的な日程をご説明いたします。

まず、初回の開催日につきましては、左端の番号の1番から3番ですが、A案、B案ともに7月2日となっております。

次に、4番と5番、例年どおり中央最低賃金審議会 目安小委員会の結論が7月末に示された場合は、A案では7月30日に目安の伝達となります。

これに対し、目安額の答申が遅れた場合のB案では、8月5日に本審議会と第1回専門部会を開催の日程としております。

したがって、例年どおりであればA案、令和7年度のように8月初旬まで中央最低賃金審議会の審議が延長するような場合は、B案という形でご理解いただければと思います。

ここで一旦、資料No.8をご覧ください。

こちらは、令和8年度の最短効力発生日一覧表となっております。

赤枠で囲んでいる部分にございますとおり、8月5日に最低賃金額を答申した場合、最短の発効日は10月1日となります。

それ以降に答申がずれ込むと、表の右端の列に記載されているとおり、発効日も後ろ倒しになる仕組みとなっております。

つまり、中央最低賃金審議会の目安答申が遅くなると、金額審議の開始も遅くなり、答申も遅れ、その分、発効日も遅くなるということを踏まえまして、A案、B案の日程案を作成しております。

現在のところ、A案、B案のどちらも可能性がございますので、日程の確保をいただきますようお願い申し上げます。

続いて、資料No.7をご覧ください。

こちらは特定最低賃金の日程表案です。

現時点では、先ほど賃金指導官から説明がありましたとおり、意向表明のありました改正7業種と新設1業種について、審議日程を作成しております。

また、日程表の中のオレンジ色のセルは、令和7年度に実施した会議を示しております。

こちらについてはA案、B案の区別はなく、1種類のみとなっております。

なお、今後、中央最低賃金審議会の日程が正式に示された場合には、AB案を変更せざるを得ない可能性があることをご了承くださいますようお願い申し上げます。

事務局としては情報が入り次第、速やかに共有をさせていただきたいと存じます。

審議日程については以上でございます。

(会長)

ありがとうございます。

中央最低賃金審議会の状況によって、A案の日程を進めるも、途中からB案の日程になるということも有り得ると。

(賃金室長)

状況によっては日程の変更は有り得ると思います。

(会長)

ありがとうございました。

令和8年度の「審議会日程」について、何かご意見やご質問はありますか。

《ありません。旨の声》

(会長)

それでは、事務局は日程確定後、速やかに全委員へ共有をお願いします。
また、再度の日程調整が必要となった場合は、調整の方をお願いします。
続きまして、議題（５）の「その他」です。

(賃金室長)

事業場視察についてのご説明と、本日の配布資料についてご説明をさせていただきますと思います。

まず、事業場視察について申し上げます。

事業場視察は、公労使の委員に皆様に地域等の実態や実情を直接認識していただくことを目的としており、今回は、令和６年度に実施しております。

内容としましては、委員の皆様が事業場を直接訪問し、関係労使からお話を伺うことと、実際の作業内容を見ていただくことが主体となります。

本年度第 443 回審議会において、本年度の事業場視察は見送りとされたものですが、令和８年度の実施に向け事務局で準備を進めさせていただくことでよろしいでしょうか。

事業場視察については以上でございます。

(会長)

事業場視察については、前回、私は出席できなかったのですが、出席された委員から、大変参考になったと聞いております。

事業場視察は、毎年ではなく、何年かに一度で行っているのですよね。

(賃金室長補佐)

はい。

令和６年度の前が令和２年度となっております。

(会長)

ありがとうございます。

令和８年度の事業場視察の実施についてご意見、ご質問はありますか。

《ありません。旨の声》

(会長)

それでは、事務局は事業場視察の実施に向けて準備を進めていただきたいと思います

思います。

続いて、配布資料の説明をお願いします。

(賃金室長)

まず、「令和7年度の最低賃金審議会の結果など」について、主な点をご説明いたします。

こちらの資料は全国会議の公開資料でございます。

まず、1ページ目をご覧ください。

中央付近の黄色い枠に記載のとおり、最低賃金の引上げ額は、目安額では6.0%でしたが、地方最低賃金審議会による上乘せにより、加重平均で6.3%、金額にして66円となりました。

これは過去最高の引上げ額となっております。

また、全国平均額が1,100円を初めて超えたほか、47都道府県全てで最低賃金が1,000円を超えました。

目安額を超えたのは39道府県、そのうち10円以上上乘せした県は、昨年度は徳島県だけでしたが、令和7年度は11県へと大きく増加しています。

続いて、2ページ目の「全国の最低賃金一覧」をご覧ください。

目安差額の列で黄色とピンクに色付けされておりますが、目安額以上に引き上げた金額は黄色、10円以上引き上げた県はピンクで示されております。

また、列の発効日は、年をまたいだ県が6か所、うち3月に発効の県は2か所ございました。

今年度は、目安額が過去最高であったことに加え、物価高や人手不足の影響、その他様々な要因により高い引上げ額となり、資金準備の関係などで発効日を大きく遅らせる県もあったところです。

3ページ以降は、後ほど参考にご覧ください。

続いて、2月27日に開催された中央最低賃金審議会での配布資料をご覧ください。

議事次第には「令和7年度中央最低賃金審議会について」と「目安制度について」とあります。

資料No.3には、中央最低賃金審議会、目安制度の在り方に関する全員協議会で「検討すべきものとして考える事項」として、「近隣県の過度な競争意識、最下位争いによる目安を大幅に上回る高い引上げ」、「ランク区分」、「発効日」、「EU指令」についてなどがあり、「検討体制及び期間」の(1)検討体制で「目安制度の在り方に関する全員協議会で検討する。」とあり、検討期間は9年度中のとりまとめを目指とされております。

現在までのところ、審議会でも配布されました資料のみが公表されておりました。

て、議事録、議事要旨などは公表がありませんので、情報が入りましたら、また、あらためて皆様へご案内させていただきたいと存じます。

また、中央最低賃金審議会と同じ2月27日に全員協議会が実施された際の資料についても配布しております。

こちら、議事要旨などは公表されていないため、説明は割愛させていただきますが、6ページに近隣県との競争意識に関する資料、9ページに発効日のバラつきに関する資料、10ページ以降にEU指令に関する資料などがあります。

今後、議事に関する情報が入りましたら、委員の皆様にご提供させていただきたいと考えております。

以上、配付資料の説明とさせていただきます。

(会長)

ありがとうございました。

ただ今の事務局からの説明について、何か質問はあるでしょうか。

《ありません。旨の声》

(会長)

本日予定していた議題は以上となりますが、何かご発言のある方はいらっしゃいますでしょうか。

《ありません。旨の声》

(会長)

事務局はいかがでしょうか。

(賃金室長)

本日は、今年度最後の審議会となりますので、労働局長から一言お礼を申し上げさせていただきたいと存じます。

(労働局長)

本日は、年度末のご多忙の折、会長をはじめ委員各位におかれましては、本年度最後の本審議会にご出席賜り、謹んでお礼申し上げます。

本年度は、目安の決定時期が例年より遅く、皆様におかれては、度重なる日程調整のご尽力を賜りつつ、物価高騰や国際情勢等の厳しい環境下で熱心にご審議いただきました。

その結果、千葉県最低賃金は64円を引き上げ、1,140円に改正されました。

また、特定最低賃金につきましても、電気機械器具製造業関係は64円引上げで1,169円、鉄鋼業は63円引上げで1,210円に、それぞれ改正することができました。

改めて、委員の皆様のご尽力に深く感謝申し上げます。

ご承知のとおり、大企業での賃上げが進む一方、中小企業・小規模事業者では十分な価格転嫁が進まず、依然として厳しい状況が続いております。

来年度も、経済動向、地域の実情、政府方針等を踏まえ、円滑かつ実効性の高い審議運営に努めてまいります。

引き続き、ご理解、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

結びに、これまでの熱心なご審議に対し、重ねて御礼申し上げます。

ありがとうございます。

(会長)

ありがとうございました。

ほかに、ご意見やご質問はございますか。

《ありません。旨の声》

(会長)

それでは、本日の議題は以上となります。

これをもちまして、令和7年度「千葉地方最低賃金審議会」における全ての審議を終了いたします。

労働局長からお話がありましたとおり、最低賃金に対する関心の高まりとともに、審議が年々難しくなっているように感じます。

委員の皆様のご協力により、当審議会を円滑に進めることができ、千葉県最低賃金および特定最低賃金の改正について、無事に結論を得ることができました。

ここに改めて厚くお礼申し上げます。

令和8年度が始まるわけですが、是非、皆様にご協力をいただいで充実した審議にしたいと思っております。

ありがとうございました。

それでは、以上をもちまして閉会といたします。